

第 6476 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 7月 8日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 非居住者に退職金を支給するとき

Q：本社勤務を10年した後、海外支店に5年勤務した社員が退職することとなりました。退職金はどのような取扱いになりますか？

A：次のような取扱いになります。

【解説】

所得税では、海外支店等の勤務で継続して1年以上国外に勤務する者は非居住者として扱われ、非居住者に支払う退職金は、その非居住者が居住者であった期間の勤務に対応する部分について20.42%の税率により所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければならないとされています。したがって、その退職手当等が居住者としての勤務期間と非居住者としての勤務期間を合算した期間に対して支払われるものである場合には、その退職手当等の額を居住者であった期間に対応する部分と、非居住者であった期間に対応する部分とに分けて、課税対象となる金額を算定することになります。

課税対象となる退職手当等の額(A)=退職手当等の額÷退職手当等の計算の基礎となった期間(B)×(B)のうち居住者だった期間

この場合、源泉徴収する金額は、課税対象となる退職手当等の額に20.42%を乗じた金額となります。

ただし、非居住者が本人の選択により、今回の退職に基づいてその年中に支払われる退職手当の総額を居住者が受けたものとみなして、居住者と同様の課税を受けるということも認められています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】